

平成18年10月1日から障害者自立支援法が全面施行となり、障害福祉サービスを受けるためには、事前に認定調査を受け、障害程度区分の決定が必要となりました。今月は障害福祉サービスを受けるにあたって、障害者の皆さんからの質問をまとめ、Q & Aでご紹介します。

●認定調査について

- Q. 認定調査とは何をするのですか？
- A. 認定調査員がご自宅に伺い、日常生活の様子、家庭環境等の聞き取り調査をします。おおむね1時間程度かかります。
- Q. 調査のときは誰がいればいいのですか？
- A. 利用者本人とその人の状態をよく分かっている人に同席していただきます。一人暮らしの場合は本人だけでも可能です。
- Q. 調査は休日も来てもらえるのですか？
- A. 調査は平日だけです。平日で都合のいい日を調整してお伺いいたします。

●その他

- Q. 移動支援事業のサービスを使って、施設通所や学校への送迎は可能ですか？
- A. 移動支援事業は屋外での移動が困難な人に対し、自立生活、社会参加を促すことを目的に、外出のための支援を行うこととなっており、通所・通学等日常的に必要な移動には使えません。
- Q. 今、障害児のサービスを受けていますが、もうすぐ18歳になります。どうしたらいいですか？
- A. 18歳の誕生日で障害者へのサービスに切り替わりますので、お早めに健康福祉課へご連絡ください。

●サービスについて

- Q. サービスを受けると費用はかかるのですか？
- A. 原則としてサービスにかかる費用の1割が自己負担となります。たとえば、家事援助を1時間利用するとサービスにかかる費用が1,500円なので、利用者は1割の150円を負担します。
- Q. 家族が病気で、家族の援助が受けられません。何かいいサービスはありますか？
- A. たとえば短期入所（ショートステイ）サービスがあります。短期間、施設へ入所できます。
- Q. 一人でお風呂に入るのが困難です。使えるサービスはありますか？
- A. 自宅でのサービスは居宅介護といって、ヘルパーさんがきて自宅のお風呂に入る介助をしてくれます。また、生活介護といって、施設で入浴の介護を受け、さらに昼食をとったり、施設内の活動に参加することもできるサービスもあります。
- Q. 一度申請すればずっと使えるのですか？
- A. 有効期間（一般的に1～3年）があり、支給されているサービスの量や必要性の見直しのため、再度申請が必要です。



▼申請・問い合わせ先＝健康福祉課 社会福祉係 ☎9128

消費者生活功労知事表彰

9月7日（金）宇都宮市パルティにおいて「消費者問題を考えるつどい」が開催され、消費者団体のリーダーとしての、永年の活動・功績に対し、小島典子さん（川中子三区）が表彰されました。



小島典子さん

民生委員・児童委員知事表彰

8月29日（水）、宇都宮市文化会館において「栃木県民福祉のつどい」が開催され、永年の民生委員・児童委員としての活動・功績に対し、内堀晴弘さん（美里）、大橋佳夫さん（多功本町）が表彰されました。



内堀晴弘さん



大橋佳夫さん